

打鳴し異教の空に時ならぬ題目の華が咲きました。貌下にも非常に感激せられました。

由來同村は全村神徒で昭和の半まで題目の聲さへしなかつた此の海邊に今や除々に題目の華が開かんとしてゐます。是は九百五十年の昔共資公が初めて此地にトし後日蓮大聖人を出した爲であります。今や此の聖地を有する村民が擧つて此の由緒ある聖跡を永く保存すべく計畫をしてゐます。誠に喜ばしき次第であります。二十年前此地を壞して養魚池にせんとした村民が此に着眼し、永

諫

曉

く後世に傳へ廣く世に紹介せんとしてゐます。時機至らば此地に一寺を建立し、宗祖日蓮大菩薩への御報恩一端に供せんとするものであります。

### 参拜順路

△東海道線辨天島驛下車、村櫛行巡航船により約三十分  
村櫛港に着、上陸約十町

△濱松驛前村櫛行乗合自動車、館山寺を経て約一時間  
村櫛終点より約八丁

田邊正知

弘安三年十月八日、日蓮聖人寶齡五十九歳、身延山より鎌倉の四條金吾殿に御遺はしになつた『御消息』に次

の如く仰せられた。

弘長には伊豆國、文永には佐渡の國、諫曉再三に及べ

ば、留難重疊せり。佛法中怨の誠責をも、身には脱れぬらん。然るに今山林に世を遁れ、道を進めんと思ひしに人々の語、様々なりしかども、旁、存する旨ありしに依りて、當國當山に入りて、已に七年の春秋を送る。

即ち、日蓮は弘長元年五月十二日、四十歳の時、伊豆の國伊東へ流罪され、文永八年十一月、五十歳の時、佐渡の國塚原へ流罪された。斯くの如く再度の流罪を受けたのは、なんの爲であつたかを、今、弘安三年十月、五十九歳身延の生活より、振返つて見ると、外ではない、たと「諫曉再三に及べば」であつた、と追懷せられた。そして、まだその外にも大難小難の數へようもなく、重ねくゝの多難に遇ひ、今では漸くのことで、「涅槃經」の「佛法中の怨」と云へる佛誡より許しを得て、所謂佛使の資格が備つたと云はれたのである、

しからば所謂「諫曉」とは、何であるかといふに、北條幕府に立正安國論の採用を迫つた教化を指すので、建

治元年、五十四歳の時、身延の山で御撰述になつた「撰時鈔」に、「再三の諫曉」を數へられた。

外典に云く、未萌をしるを聖人といふ。内典に云く、三世を知るを聖人といふ、余に三度の高名あり。一には去し文應元年太歲庚申七月十六日に、立正安國論を最明寺殿（北條時頼）に奏したてまつりし時、宿屋の入道に向つて云く、禪宗と念佛宗とを夫ひ給ふべしと申させ給へ、此事を御用ひなきならば此一門より事をこりて佗國にせめられさせ給ふべし。二には去し文永八年九月十二日申の時に平左衛門尉に向つて云く、日蓮は日本國の棟梁也。予を失ふは日本國の柱撞を倒すなり只今に自界反逆難とてどしうちして、佗國侵逼難とて此の國の人々他國に打殺さるゝのみならず、多くいけどりにせらるべし。建長寺、壽福寺、極樂寺、大佛、長樂寺等の一切の念佛者禪僧等が寺塔をば焼き拂ひて彼等が頸をゆひのは、まにて切らずば日本國は必ずほろぶべしと申し候了んぬ。第三には去年文永十一年四月八日

左衛門尉に語つて云く、王地に生れたれば、身をば隨へられたてまつるやうなれども心をば隨へられたてまつるべからず。念佛の無間地獄、禪の天魔の所爲なる事は疑ひなし。殊に眞言宗が此國土の大なるわざはひにては候なり、大蒙古調伏せん事、眞言師には仰付けらるべからず。若し大事を眞言師調伏するならば、いよ／＼いそいで此國ほろぶべしと申せしかば、頼綱問て云く、いつごろよせ候べき。予言く、經文にはいつとはみへ候はねども、天の御氣色いかりすくならず急に見へて候。よも今年はすごし候はじと語りたりき。

此の三の大事は日蓮が申したるにはあらず。只偏に釋迦如來の御神、我身に入りかわらせ給ひけるにや、我身ながらも悦び身にあまる、法華經の一念三千と申す大事の法門はこれなり。

即ち、文應元年七月十六日に初めて安國論を献じ、文永八年九月十二日に再びその採用を迫り、文永十一年四月八日に三たび安國論の採用を要求された、この事實を指

して「諫曉再三に及ぶ」と云はれたので、諫曉は安國論の實現を要望した師の指導であり、教化であり、その態度である。而もこの三諫や、我祖に取つては、生涯を捧げた救濟事業であり、その運動であつた。實際的救世家としての日蓮聖人その人から諫曉の二字を除去つたならば、重疊たる留難を忍受したことも、何等の尊味を加へない。徒に死生の間を往來し、猥に世間を騒がした一狂僧となるに過ぎない。法の爲めの犠牲、國の爲めの忍難とは云へなくなるであらう。

されば、宗祖の御一生は、畢竟、「諫曉」を離れては存在しない。釋尊より「我が弟子」と云はれるのも、「眞の聲聞」と讃められるのも、「如來の使、如來の事を行するなり」と許されるのも、要するに諫曉の御修行に由るのである。従つて我祖の御門下としたならば、僧俗を問はず諫曉精神を持たないようでは、宗祖聖人の御前に出て、お目通りは到底叶はぬことは明らかである。

動もすると、古來から諫曉と諫言とを混じ「立正安國論」のことを天下諫言の御書と書いたものすらある。しかし、諫言は世間の道德行爲に屬し、諫曉は佛使の師導教化に屬する。二者の距離は頗る大きい、聊かの混同も嚴に慎まねばならない。即ち、諫言は臣下が君に對し、又は子が父に對し、君にして君たらざる時、父にして父たらざる時、臣下は臣の禮を踐み、子は子の禮を守りて君の行ひ父の行ひの、正しからざるを改めんとして、注言勸告することで、若しも聽かれざるときは、臣は身を退き、子は遂に父に隨ふことになつてゐる。その内、諫臣争子と云つて、諫はイサメ、争はアラソフと訓するが諫も諫争、争も諫争で、諫めるには争はねば、君の不善も、父の不善も、改めるわけに行かない。臣は臣の道、即ち忠道の禮によりて諫言し、子は子の道即ち孝道の禮を守りて諫言するのであるから、諫言は下の者が上の者に對して、兢兢として恐る／＼注言を呈し、勸告することで、要するに忠孝道德の範圍に屬する倫道に過ぎない。

然るに、諫曉は元と佛陀の佛弟子に對し、諫說曉諭されたるに名けたもので、諫言の如く、下のものが、上のものに對し、鞠躬如として言上するの謂ひではない。また諫曉の語は、宗祖創始の新しい専門語で、古書の内には漢籍にも佛書にもないのである。宗祖の御遺文には無論多々之を拜するが、第一に「開目鈔」には

又今よりこそ、諸大菩薩も、梵帝日月四天等も、教主釋尊の御弟子にて候へ。されば寶塔品には、此等の大菩薩を、佛我弟子等とをほすゆへに、諫曉して云く、諸の大衆に告ぐ、我滅度の後、誰か能く此經を護持し讀誦するや、今佛前に於て自ら誓言を説け。云云。とも、

二箇の諫曉提婆品にあり。

ともあつて、寶塔品の三度滅後の弘經をお勧めになつた所謂三箇の告勅と、提婆品の提婆の成佛と龍女の成佛を説いて滅後の弘經をお勧めになつた所謂二箇の風詔とを呼んで諫曉と云はれてゐる。これが諫曉の意味である。

即ち佛が弟子に向つて、説き勧め、諭しもつ覚め給ひしより起つたもので、元と天台の文句に「流通を勧もつ覚す」と註したところから、之を宗祖が改譯せられて、勸は諫なり

説き勧むる義、覚は曉なり、諭し覚むる義とされ、以て諫曉の新術語を作り、寶塔品や提婆品の佛勸を諫曉と呼べたのである。また「觀心本尊鈔」に依れば、廣く教主の弟子に對する法華經の説法を諫曉と呼んである。要之、此の語は師位のもものが弟子位のものに望むときの權威の語である。天子の一言を綸言汗の如しと云つて、絶對に臣民の犯すを許さざる如く、佛語の諫曉は佛弟子の絶對服膺に値するので、之を佛勸とも風詔とも呼ばれる。而して宗祖自ら佛の代理即ち佛勸の代行者たるを任じ、佛使の日蓮、如來使の日蓮として立ち、この資格から安國の爲めに立正を論じ、北條幕府に寄せて、國家に對し諫説曉諭されたのである。

されば我祖の諫曉は、自身を師位に置き、國家を弟子位に置いての教化運動であつて、敢て、臣日蓮として國

君國主に對する道德行爲を云ふのではない。説導者、開導者の師位を離れて、日蓮聖人の諫曉運動は斷じてあり得ない。

日蓮は幼若のものなれども、法華經を弘むれば、釋迦佛の御使ぞかし。  
種種御振舞書

とも、

我身はいふに甲斐なき凡夫なれども、御經を持ちまいらせ候分齊は、當世には日本第一の大人なりと申すなり。  
撰時鈔

とも云はれた如く、平民僧の日蓮にして佛使の大人を以て任ずるところに、その諫曉精神に、侵し難き權威と、抜きがたき金剛信とを見出すのである。



更に、宗祖の諫曉精神は、啻に人間の國家に對する權威であるのみならず、人間以上の國神に對する權威でもあつた。即ち「種種御振舞御書」に

日蓮云く、各さわがせ給ふな、別の事はなし。八幡大

菩薩に最後に申すことありとて、馬よりさしをりて、高聲に申すやう。いかに八幡大菩薩はまことの神か。

とある如く、國神八幡大菩薩に對してすら、佛使の日蓮であり、師位の日蓮であつた。日蓮は諫曉する師位であり、國神は諫曉を受くる弟子位であつた。弘安三年十二月の晩年には、國神諫曉の爲めに「諫曉八幡鈔」と題し別に一書を作られたほどである。その態度、その使命、その識見の尋常ならざること、驚歎の外はあるまい。

況んや、人間の支配する國家に對する場合、なんで佛使の日蓮でなからう。師位の導師でなからう。『立正安國論』を獻じ「諫曉再三に及ぶ」と云はれた以上、武威に傲れる北條時頼も、時宗も、幕府の役人も、日蓮の識見の前には、諫曉される弟子位であつたことは、云ふ迄もない。蓋し宗祖の諫曉精神くらゐ、宗教家の權威を示して遺憾なきものは、他の佛教諸宗の宗祖開山達には殆んど匹儔するものを見出せまい。弘法は勿論、傳教大師にもせよ、法然、親鸞等何人と雖も、國神國家に對し堂々

正面から諫曉の態度に出たものはない。寧ろ彼等は權門に媚び、國家に阿諛し、貴族や武門の力を頼んで、己が宗旨の安寧繁榮を計るに汲々たるものであつたではないか。斯の「王法爲本」とか、「鎮護國家」とか、「興禪護國」など、稱する表看板も、實は餘りに見え透いた權勢迎合の哀れな記念の巧辭でしかない。茲に敢て其の理由を宣ふる迄もなく、彼等の亡國的教義の第一義から推して、如何に附會を強いても、「思國」の看板を揚げるとは寧ろその心臓の強靱なるに啞然たるのみである。

兎まれ、諫曉精神こそは日蓮門下隨一の重寶であらねばならない。この精神の淺識と欠除とは、光輝ある「立正安國」の命題をして慘めな阿世の卑辭たらしむるに足る最も有力なる毒素であらう。



猶ほ、宗祖は曾に國家國神に對するばかりでなく、内は弟子檀那に對しても、外は全世界に對しても、佛使であり、導師であり、父母であつた。即ち「一閻浮提第一

の日蓮」と仰せられ「日蓮の弟子は日蓮の如くせよ」と云はれ、また日本國の上下に對しては

自讃には似たれども、本文に任せて申す。余は日本國の人々には、上は天子より下は萬民にいたるまで、三の故あり。一には父母なり、二には師匠なり、三には主君の御使也。

經に云く、即ち如來使と。又云く、眼目也と。又云く日月也と。

その外、彼の有名なる『開目鈔』の三大誓願を拜しても何れも皆至高至烈なる諫曉精神の雄叫びである。

見よ、『立正安國論』には臣日蓮として國家諫曉を爲されたものではなからう。諫曉を諫言と混同し、佛使日蓮を臣日蓮として省ざるが如き惑者ありとしたならば、吾人は宜しく之を涅槃經の所謂壞法者として、大いに之を呵責し、驅遣し、擧處せねばならない。さうして佛法中怨の責を脱れねばならない。

思ふに、我祖の高風を慕ひ、その門下となれる人々は

時勢時局の常、非常の別無く、毎に徹底的諫曉精神に活きねばならない。

日蓮さきがけしたり、和黨共二陣三陣つどきて、迦葉阿難にも勝れ、天台傳教にもこへよかし。乃至佛の御使と名乗りながら、臆せんは無下の人々なりと申しふくめぬ。

種々御振舞書

即ち諫曉の魁は日蓮聖人その人であり、その門下一黨は二陣三陣の諫曉者であらねばならない。佛の御使と名乗りながら、臆せんは無下の人々なりと申しふくめられてゐる以上、先づ諫曉精神を把握し、その師位を高め、その權威を保ち、その識見を養はねばならない。

更に『四信五品鈔』に

請ふ國中の諸人、我が末弟等を輕んずること勿れ。

との御文を拜したならば、門下たる以上何人と雖も諫曉の師導精神に復活せずには居られまい。蓋し日蓮門下に於て僧俗共に諫曉の師導精神に覺醒するならば、教團の發展、日本國家の淨化安康、期して待つべきであらう。

醒めよ、諫曉精神に！

弘安當年の日本と身延、及び昭和現代の門下と日本とを對照凝視しつゝ、宗祖の諫曉精神に鈍慮を廻らし、謹

みて所信を披瀝して、祖山の鳳雛達に贈る次第である。

昭和丁丑秋

以上

## 結核克服に當りて

松 井 大 周

昭和九年正月に始まつた私と、眼に見えぬ微細な結核菌との死闘は、それから二年六ヶ月を経た去る七月十日大阪市立刀根山療養所の全快證明を以て一先づ終結を告げた。私を知る人々の凡てが、この抗争の成行を悲觀的

陰慘な病牀に過したのである。幾度か死に直面し、莫大な犠牲を拂ひ、筆紙に盡せぬ苦惱を嘗めた病生活は、この世界に觸れた人々にのみ理解し得る悲愴なる境地であり、顧みて多少の感慨を禁じ得ない。

見解を以て見守られたのも當然であつた。だが結果は私に凱歌が擧り、直接に間接に私を慰撫し、激勵し、心から私の恢復を禱つて下さつた人々の限りなき御厚情に應へることが出來た。

人生に於ける最も華々しい青春期の約三ヶ年を、凡そ

特殊なこの世界に渦巻く幾多の問題の中には、吾々宗教徒の社會的役割に鑑みて、極めて注目し値する問題が尠くない。私自身の個人的闘病史は暫く措き、最も示唆に富むと認めた問題の一部を如實に摘記して、一應私の報告に代へよう。